JI 監督委員会第1回会合 2006年2月2日-3日 ドイツ・ボン 検討事項 ("Proposed and annotations" 要約)

(原文はこちら)

2006 年 2 月 2 日 文責 信岡洋子

JI 監督委員会検討事項の概要

2005 年 11-12 月の COP/MOP1 で JI 監督委員会が設立されたのを受け、今回初めての会合が開かれる。COP/MOP1 での決定書を踏まえ、手続き規則や JI の PDD について話し合われる予定である。

1. 手続き規則(Rules of procedure)

COP/MOP 1 での京都議定書 6 条(JI)の実施に関する決定書で、JI 監督委員会は出来るだけ早く手続き規則を策定し、COP/MOP2 に採択のために提出するよう要請されている。同決定書は JI の実施に関するガイドラインという別の JI に関する決定書に基づいており、このガイドラインには手続き規則も含まれている。今回事務局が準備した手続き規則のドラフト(Annex I)は、ガイドラインにある条項と更に追加されるものが含まれる。スムーズで透明性の高い JI 監督委員会の運営を確保するためのものである。

JI 監督委員会では、事務局提出の同手続き規則案を検討し、COP/MOP2 (2006 年 11 月)に 採択するかどうか決定する。また、COP/MOPで採択されるまでこの規則を暫定的に適用 するかどうかも検討する。

2. JI PDD

事務局が準備した JI の PDD の項目案(Annex II)を検討する。JI の PDD についても、JI の実施に関する決定書及び JI ガイドラインにおいて、JI 監督委員会が CDM を参考に、PDD の項目について中身を詰めるよう要請されている。なお、JI では第 2 トラックの場合プロジェクト参加者は PDD を作成しなくてはならない。

JI 監督委員会では、手続き規則案と同様、事務局提出の PDD 案を検討し、COP/MOP2 (2006年11月)に採択するかどうか決定する。また、COP/MOPで採択されるまでこの規則を暫定的に適用するかどうかも検討する。

JI PDD 項目案は CDM の PDD とほとんど変わらないが、JI には CDM 特有の、プロジェクトカテゴリー、クレジット期間の選択(CDM では 2 回更新可の 7 年間か、更新なしの 1

0年間で選択する)、ステイクホルダーコメント、パブリックファンディングといった項目がない。

3. その他

上記 2 議題のほかにも、JI に関する決定書ではいくつかトピックが挙げられていた。事務局では COP/MOP2 までに成しうるこれらの問題に関してのステップを発表し、JI 監督委員会で検討する。

これらのトピックとは:独立組織の認定にかかる基準や手続き、JI PDD のユーザーガイドラインの開発、ベースライン設定やモニタリングに関する指針の開発、JI 監督委員会の事務費用をカバーするためのフィーの設定に関する条項など。

また、2006-2007 年の JI 監督委員会の運営計画及び予算計画についても事務局が発表し、委員会で話し合われる。

以上